

働き方改革① 「勤務間インターバル制度」

佐野マネジメントオフィス 代表 佐野 真澄

毎月末金曜日、15時退社を企業に呼びかけるプレミアムフライデーが今年2月から始まりました。プレミアムフライデーは、個人消費喚起の目的もありますが、長時間労働の抑制も大きな狙いです。月に1度でも残業せず帰宅し、家族や友人と過ごしたり、スポーツをするなど私生活を充実させることで、より満足度が高い、豊かな人生が送れるものと考えられています。

仕事をする時間が短いほどそのような人生となるのかは、個人の価値観にもよると考えられますが、豊かな人生を阻害するものとして、悪者扱いされることの多いのはやはり“長時間労働”です。

厚生労働省では、長時間労働に関連した働き方改革として、「勤務間インターバル制度」を導入し、勤務が深夜に及んだ翌日の出勤時間を遅らせることを認めるなど、柔軟な制度を設けながら、出勤を記録するための機器や勤務状況を集計するための労務管理ソフトなどを導入した会社に対して、一定割合の助成金を支給しています。

「勤務間インターバル制度」とは、勤務と勤務の間の時間、つまり「休息时间」をしっかり確保しようという制度です。実際に運用が進んでいるEUの例では、“EU労働時間指令”と呼ばれる、24年前に定められたEU加盟国の基準で「24時間につき最低連続11時間の休息」が定められています。休息时间としてあらかじめ11時間を確保することにより、仕事の拘束時間は13時間が上限となり、結果として1日の労働時間を制限することができます。

とはいえ、繁忙期やお客様の都合等で、どうしてもその日のうちに何とかしなければいけない仕事もあることでしょう。人材確保も厳しい状態が続き、給与体系など処遇を見直す会社が急増しています。勤務間インターバル制度も、求人者にPRできる、魅力ある制度です。

ウチの会社は無理だから!とおっしゃらずに、できる取り組みを探してみませんか?

▶▶▶ 次回は、働き方改革②として、パートさんの働き方についてお伝えします!

佐野マネジメントオフィス

社会保険労務士・医療労務コンサルタント
厚生労働省ジョブカード・キャリアコンサルタント
代表 佐野 真澄

〒437-0023 袋井市高尾1496-77
TEL.0538-43-6170 FAX.0538-74-1257

